

国立磐梯青少年交流の家利用細則

平成18年 4月 1日制定

平成24年 4月 1日改定

令和 3年 4月 1日改定

令和 5年 7月22日改定

令和 7年 4月 1日改定

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立磐梯青少年交流の家(以下、交流の家という。)の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(利用の申込み)

第2条 交流の家を利用しようとする者は、所定の様式を利用開始日の40日前までに 所長に提出するものとする。

2 日帰り利用については、利用予定日の3週間前から3日前までに宿泊利用に支障のない範囲で申込みを受け付けるものとする。

(利用の承諾の通知)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、施設・整備の状況及び国立磐梯青少年交流の家利用申込審査要領等を勘案して利用の諾否を決定し、該当申込者に通知するものとする。

(禁止事項)

第4条 交流の家においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動

(利用者の入・退所等)

第5条 利用者の入所時間は、原則として9時から16時までの間、退所時間は8時30分から16時までの間とする。

(標準生活時間)

第6条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第7条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第8条 利用者の食事は、交流の家において定める献立により行うものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りではない。

2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

(飲酒・喫煙場所)

第9条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

2 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により交流の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第11条 利用者は、交流の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第12条 所長は、交流の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取り消すことができる。

- 一 第4条各号及び第11条第1項に違反するおそれがある場合
- 二 その他所長が特に必要と認めた場合

(利用申し込みの受付制限)

第13条 第12条で取り消された団体は、取り消された日から起算して次年度末まで申込みを受付できないものとする。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。